

令和7年度第1回稲沢市子ども・子育て会議

令和7年12月16日(火)

午前10時～11時30分

稲沢市役所 政策審議室

1 あいさつ

2 辞令交付

3 議題

(1) 稲沢市こども計画(令和7年度～令和11年度)の進捗状況等について

・事業(ニーズ量)等の実績報告 資料1

・令和7年度時点での計画変更点 資料2

(2) 報告事項について

・妊婦のための支援給付金事業 資料3

・稲沢市児童発達支援センター 資料4

(3) 協議事項について

・指針の改正に伴うこども計画の内容追記 資料5

4 その他

稲沢市こども計画（令和7年度～令和11年度）の進捗状況等について

1 はじめに

稲沢市こども計画は、こども基本法に基づき、国の「こども大綱」を勘案し、こども施策に関連する第3期子ども・子育て支援事業計画等の包括的・一体的な計画として策定しています。計画期間は令和7年度から令和11年度の5年間となっています。

計画の内容としては、保育園や幼稚園などの整備、地域子ども・子育て支援事業の実施について、利用状況の把握や保護者への調査等を踏まえて、目標の実現に向けた個別施策、必要とされる量の見込み、その提供体制の確保の内容及び実施時期などを定めています。

2 令和6年度実績値について

保育園や幼稚園などの整備、地域子ども・子育て支援事業の実施について、令和6年度の二一ズ量の実績をまとめましたので、以下のとおり報告します（変更箇所は赤字）。

(1) 幼稚園、保育園

| | | 令和6年度 | | | | | |
|-------------|--------------------------|--------------|-----------|--------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | | 1号 | 2号 | | 3号 | | |
| | | 3歳以上 教育希望 | 3歳以上保育が必要 | | 0歳 保育が 必要 | 1歳 保育が 必要 | 2歳 保育が 必要 |
| 教育希望 が強い | 左記以外 | | | | | | |
| 幼稚園・保育園利用者数 | | 2,828人 | | | 176人 | 459人 | 569人 |
| 入園児数 | | 808人 | 353人 | 1,667人 | 176人 | 459人 | 569人 |
| 充足率 | | 65.6% | 14.6% | 68.9% | 79.3% | 99.8% | 97.8% |
| 定員 内訳 | 幼稚園 | — | — | — | — | — | — |
| | 認可保育園・ 認定こども園 | 96人 | 2,420人 | | 212人 | 448人 | 571人 |
| | 企業主導型保育施設 | — | — | 0人 | 10人 | 12人 | 11人 |
| | 確認を受けない幼稚園 ^{※1} | 1,135人 | — | — | — | — | — |

※1 確認を受けない幼稚園：子ども・子育て支援新制度に移行せず、施設型給付を受けない幼稚園。

<地域子ども・子育て支援事業の提供体制>

(1) 時間外保育事業

| | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|--|-------|-------------|
| 利用者数 | 961人 | 872人 | 856人 |
| 実施箇所数 | 30か所 | 29か所 | 30か所 |
| 実施園 | 公立：長岡・山崎・法立を除く全園（三宅・六輪は令和4年度から、奥田は令和5年度から休園に伴い実施しておりません。丸甲は令和6年度から実施） 私立、小規模保育事業所：全園（へいわこども園は令和4年度から） | | |

(2) 休日保育事業

| | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------|-------|-------|-------------|
| 利用者数 | 107人 | 109人 | 256人 |

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

| | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------|-------|-------|------------|
| 利用者数 | 0人 | 31人 | 25人 |

(5) 地域子育て支援拠点事業

| | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|---|---------|----------------|
| 利用者数 | 55,217人 | 55,507人 | 54,931人 |
| 実施箇所数 | 15か所 | 15か所 | 15か所 |
| 実施箇所 | 子育て支援センター：中央、平和、長野、信竜、文教 児童館・児童センター：西町さざんか、小正すみれ、高御堂カトレア、大里オリーブ、明治スズラン、下津クローバー、千代田ヒナギク、大里東チューリップ、祖父江あじさい、平和さくら | | |

(6) 幼稚園における一時預かり事業

| | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---------|---------|---------|----------------|
| 年延べ利用者数 | 11,602人 | 11,321人 | 10,872人 |

(7) 保育園等における一時預かり事業

| | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---------|--------|--------|---------------|
| 年延べ利用者数 | 3,304人 | 3,896人 | 4,546人 |

(8) 病児・病後児保育事業

| | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------|-------|-------|-----------|
| 利用者数 | 45人 | 43人 | 8人 |

※ファミリー・サポート・センターの利用

(9) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

| | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------|--------|--------|---------------|
| 利用者数 | 2,534人 | 2,918人 | 4,072人 |

(11) 妊産婦に対する健康診査

| | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|-------|-------|-------------|
| 妊娠届出数 | 819人 | 818人 | 778人 |

(12) 乳児家庭全戸訪問事業

| | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----|-------|-------|--------------|
| 訪問数 | 820人 | 779人 | 762人 |
| 訪問率 | 98.6% | 97.4% | 97.3% |

※訪問数には、不在や乳児と会えなかったケースを含む。

(13) 養育支援訪問事業等

| | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----|-------|-------|------------|
| 訪問数 | 59人 | 59人 | 58人 |

(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（新）

| | | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|------|-------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 利用定員 | 二一ズ量 | 0人/日 | 18人/日 | 18人/日 | 18人/日 | 18人/日 |
| | 提供量 | 0人/日 | 18人/日 | 18人/日 | 18人/日 | 18人/日 |
| 利用延べ時間 | 二一ズ量 | 0時間/月 | 180時間/月 | 180時間/月 | 180時間/月 | 180時間/月 |
| | 提供量 | 0時間/月 | 180時間/月 | 180時間/月 | 180時間/月 | 180時間/月 |

<変更なし>

(3) 放課後児童健全育成事業

(10) 利用者支援事業

(14) 実費徴収に係る補足給付事業

(15) 子育て世帯訪問支援事業

(16) 児童育成支援拠点事業

(17) 親子関係形成支援事業

(19) 妊婦等包括相談支援事業

(20) 産後ケア事業

稲沢市子ども計画 進捗状況（令和7年度時点での計画変更点）

資料2

| 章 | 基本目標 | 基本施策 | No. | 個別施策 | 担当課 | 変更内容 |
|-----------------------|-----------------------------|----------------------------|-----|----------------------|--------|---|
| 第4章 施策の展開 | 家庭における 子育てへの支援 | (1) 保育サービス等の充実 | 1 | 通常保育の充実 | 保育課 | 土曜日保育の実施園を集約し拠点園で実施するとともに、保育時間の拡充も併せて実施 |
| | | (3) 母子保健及び小児医療体制の充実 | 12 | 育児教室の開催 | 健康推進課 | 施策名を変更 育児教室の開催 → 育児教室「あおぞら」の開催 |
| | | | 23 | 子ども医療費の助成 | 国保年金課 | 対象範囲を追加 令和7年10月から子ども医療費の助成の対象に、大学生等の入院等を追加 |
| | すべての子どもの 育ちを支える 環境の整備 | (2) 障害児とその家庭への支援 | 2 | 2歳児相談の実施 | 健康推進課 | 2歳児相談としての相談日は設けず、随時実施する方向に変更 形を変えて引き続き実施していくが、事業としては中止 |
| | | | 12 | 児童発達支援センターの整備 | 子育て支援課 | 令和7年7月に開所したため、令和7年度までで事業終了 |
| | | (3) 子育て家庭及び経済的困難を抱える家庭への支援 | 14 | 第2子保育料・幼稚園授業料の段階的無償化 | 保育課 | 対象範囲を変更 中学3年生から数えて第2子→18歳から数えて第2子 |
| | | | 15 | 第3子保育料・幼稚園授業料の段階的無償化 | 保育課 | 対象範囲を変更 中学3年生から数えて第3子→18歳から数えて第3子 |
| | | (5) 多様な文化を持った子どもと家庭への支援 | 2 | 外国語広報の配布 | 地域協働課 | 令和7年度からベトナム語版の作成を実施 |
| 第6章 こどもの 貧困対策計画 | | (2) 生活の安定に資するための支援 | | 生活保護（次世代育成支援プログラム他） | 福祉課 | 名称変更 進学準備給付金 → 進学・就職準備給付金 |
| 第7章 子ども・ 若者計画 | | (2) 困難を抱える子ども・若者やその家族への支援 | | LGBTQに対する理解促進 | 地域協働課 | 令和7年度より本市ファミリーシップ宣誓制度を導入 |

妊婦のための支援給付金事業

<事業の目的>

妊婦の産前産後期間における身体的・精神的・経済的負担を軽減し、もって妊婦や胎児である子どもの保健及び福祉の向上に寄与すること。令和7年度から事業開始。

<前制度との違い>

- 令和6年度まで実施してきた「出産・子育て支援交付金事業」との大きな違い
- ・流産等の場合でも支給対象となること
 - ・伴走型相談支援（妊娠届出時の面談等）が必須ではなくなったこと

伴走型相談支援が必須ではなくなったものの、妊産婦を継続的にサポートしていく観点から、本市では令和7年度も妊娠届出時に面談を行うなど伴走型相談支援を引き続き実施。

<実績>

令和7年12月1日現在

| | 申請件数 | 支給額 |
|----------------|--------|-------------|
| 1回目（妊娠届出時） | 561件 | 28,050,000円 |
| 2回目（出産予定日8週間前） | 641件 | 32,050,000円 |
| 一括（流産等） | 28件 | 2,800,000円 |
| 合計 | 1,230件 | 62,900,000円 |



“妊婦のための支援給付” のご案内

すべての妊婦さんに安心して出産・子育てしてほしい…そんな思いを実現するため、妊婦さんへ「支援給付」を行っていること、ご存じですか？ 各市区町村の相談窓口では、給付の仕組みはもちろん、保健師等が妊娠・出産に関する疑問や不安に丁寧にお応えします。ぜひお気軽にお問い合わせください。

対象者 (※1)

妊娠している方

支給額 (※2)

| | |
|----------------------|----------------------|
| 妊婦給付認定後 | 5万円 |
| 妊娠している 子どもの人数の届出後 | 妊娠している 子どもの人数×5万円 |

給付と面談をセットで実施

1 まずは市区町村の相談窓口へ

窓口で給付の申請をしてください。その際、妊娠・出産の不安や困りごとの相談が可能です。



2 伴走型で相談支援します

出産前はもちろん、出産後も。相談を通じて、利用できる制度やサービスをご紹介します。



妊娠とは

この制度では、「医療機関により胎児心拍」が確認できたことをもって妊婦給付認定にかかる「妊娠」と定義していますので、胎児心拍確認後に、住民票のある市区町村に申請を行うことができます。

申請時期

- ①妊婦給付認定申請 …医療機関において妊娠が確認された後から
- ②妊娠している子どもの人数の届出 …出産予定日の8週間前の日から

(※1) 流産・死産等の場合も支給の対象になります。その場合は、流産等をしたことが医療機関等において確認された日以降に届け出ることができます。

(※2) 自治体の取組によっては、クーポン等での給付を選択することもできます。

【お問合せ先】

稲沢市役所 子育て支援課 子育て支援グループ
〒492-8269 稲沢市稲府町1番地 電話：0587-32-1299 FAX：0587-32-8911

稲沢市児童発達支援センター

<趣旨・目的>

令和7年6月までひまわり園にて、児童発達支援に加え、保育所等訪問支援、障害児相談支援を実施し、児童発達支援センターに準じた支援を行っていましたが、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための指針」の中で、児童発達支援センターについて、「令和8年度末までに各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする」とされていることから、閉園した奥田保育園を改修し、ひまわり園を移転させ児童発達支援センターを設置しました。

令和7年7月1日に開所し、こどもの発達やその家族に対する支援を行うとともに、関係機関との連携・助言などの地域支援を行っています。

<施設概要>

| | |
|--------|---|
| 名称（愛称） | 稲沢市児童発達支援センター「ひまわり」 |
| 場 所 | 稲沢市奥田神ノ木町11番地 |
| 指定管理者 | 社会福祉法人 稲沢市社会福祉協議会 |
| 施設の構造 | 既設部分：鉄筋コンクリート造り2階建て 増築部分：鉄骨造り |
| 延床面積 | 1,421.3㎡（うち増築部分は207.31㎡） |
| 施設構成 | 1階 発達支援室、相談室、静養室、事務室、医務室、調理室、交流スペース等 2階 発達支援室、相談室、静養室、遊戯室、会議室等 屋外 駐車場30台（うち身障者用3台）、自転車置場等 |
| 工 事 費 | 326,238,000円（外構含む） |



指針の改正に伴うこども計画の内容追記

<概要>

令和7年10月に愛知県福祉局子育て支援課長から、指針の改正※に伴うこども計画の追加必須記載事項について、令和7年度中に変更するよう通知がありました。

これを受けて、別添のとおり追加事項（案）を作成しましたので、委員の皆様方に審議いただき、承認いただいたものを協議事項として愛知県福祉局に提出いたします。

※指針改正の詳細

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）」による改正後の「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）」第60条第1項の規定に基づく「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年内閣府告示第159号）」の改正

<必須記載事項>

- ・各年度における市町村全域及び各教育・保育提供区域について、乳児等通園支援の量の見込みを定め、その算定に当たっての考え方を示す。
- ・実施しようとする乳児等通園支援の提供体制の確保の内容及びその実施時期提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める。
- ・教育・保育及び地域子ども子育て支援事業に加え、乳児等通園支援事業に関しても役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方法を記載する。
- ・地域における教育・保育施設、地域型保育事業者及び乳児等通園支援事業者の相互の連携・接続並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携・接続の推進方策を定める。
- ・地域における教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との連携・接続の推進方策を定める。
- ・令和8年度以降の2号認定に係る教育・保育の量の見込みを定めるに当たっては、第一期手引きにおける「2号認定（認定こども園及び保育所）」の量の見込みの記載を「2号認定（認定こども園及び保育所＋満3歳以上限定小規模保育）」と読み替えること。

<追加事項（案）>

次のとおり

3 各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

(2) 令和7年度以降の教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

【令和8年度】

| | | | 令和8年度 | | | | | |
|-------------------|----------------|------------------------|--------------|-----------|--------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | | | 1号 | 2号 | | 3号 | | |
| | | | 3歳以上 教育希望 | 3歳以上保育が必要 | | 0歳 保育が 必要 | 1歳 保育が 必要 | 2歳 保育が 必要 |
| 教育希望 が強い | 左記以外 | | | | | | | |
| (参考)人口推計による児童数 | | | 2,722人 | | 827人 | 869人 | 882人 | |
| 需要率 | | | 19.8% | 13.3% | 60.6% | 23.7% | 50.9% | 66.4% |
| ニーズ量の見込み | | | 540人 | 362人 | 1,650人 | 196人 | 442人 | 586人 |
| (確保 方策) 提供量 | 特定教育・ 保育施設 | 幼稚園、保育 園、認定こども 園 | - | 2,524人 | | 197人 | 429人 | 581人 |
| | 特定地域型 保育事業所 | 小規模保育 事業所 | - | - → 0人 | | 15人 | 13人 | 22人 |
| | 企業主導型 保育施設 | 企業主導型保 育施設の地域 枠 | - | 0人 | | 10人 | 12人 | 11人 |
| | 確認を受け ない幼稚園 | 上記に 該当しない | 1,135人 | - | | - | - | - |
| | 提供量合計 | | 1,135人 | 2,524人 | | 222人 | 454人 | 614人 |
| 過不足分(提供量-ニーズ量) | | | 595人 | 512人 | | 26人 | 12人 | 28人 |

【令和9年度】

| | | | 令和9年度 | | | | | |
|-------------------|----------------|------------------------|--------------|-----------|--------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | | | 1号 | 2号 | | 3号 | | |
| | | | 3歳以上 教育希望 | 3歳以上保育が必要 | | 0歳 保育が 必要 | 1歳 保育が 必要 | 2歳 保育が 必要 |
| 教育希望 が強い | 左記以外 | | | | | | | |
| (参考)人口推計による児童数 | | | 2,661人 | | 825人 | 861人 | 876人 | |
| 需要率 | | | 17.7% | 13.0% | 59.3% | 24.2% | 51.3% | 67.2% |
| ニーズ量の見込み | | | 470人 | 346人 | 1,579人 | 200人 | 442人 | 589人 |
| (確保 方策) 提供量 | 特定教育・ 保育施設 | 幼稚園、保育 園、認定こども 園 | - | 2,524人 | | 197人 | 429人 | 581人 |
| | 特定地域型 保育事業所 | 小規模保育 事業所 | - | - → 0人 | | 15人 | 13人 | 22人 |
| | 企業主導型 保育施設 | 企業主導型保 育施設の地域 枠 | - | 0人 | | 10人 | 12人 | 11人 |
| | 確認を受け ない幼稚園 | 上記に 該当しない | 1,135人 | - | | - | - | - |
| | 提供量合計 | | 1,135人 | 2,524人 | | 222人 | 454人 | 614人 |
| 過不足分(提供量-ニーズ量) | | | 665人 | 599人 | | 22人 | 12人 | 25人 |

【令和10年度】

| | | | 令和10年度 | | | | | |
|-------------------|----------------|------------------------|--------------|-----------|--------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | | | 1号 | 2号 | | 3号 | | |
| | | | 3歳以上 教育希望 | 3歳以上保育が必要 | | 0歳 保育が 必要 | 1歳 保育が 必要 | 2歳 保育が 必要 |
| 教育希望 が強い | 左記以外 | | | | | | | |
| (参考)人口推計による児童数 | | | 2,608人 | | 821人 | 859人 | 868人 | |
| 需要率 | | | 15.7% | 12.7% | 57.8% | 25.0% | 51.7% | 67.9% |
| ニーズ量の見込み | | | 409人 | 331人 | 1,507人 | 205人 | 444人 | 589人 |
| (確保 方策) 提供量 | 特定教育・ 保育施設 | 幼稚園、保育 園、認定こども 園 | - | 2,524人 | | 197人 | 429人 | 581人 |
| | 特定地域型 保育事業所 | 小規模保育 事業所 | - | - → 0人 | | 15人 | 13人 | 22人 |
| | 企業主導型 保育施設 | 企業主導型保 育施設の地域 枠 | - | 0人 | | 10人 | 12人 | 11人 |
| | 確認を受け ない幼稚園 | 上記に 該当しない | 1,135人 | - | | - | - | - |
| | 提供量合計 | | 1,135人 | 2,524人 | | 222人 | 454人 | 614人 |
| 過不足分(提供量-ニーズ量) | | | 726人 | 686人 | | 17人 | 10人 | 25人 |

【令和11年度】

| | | | 令和11年度 | | | | | |
|-------------------|----------------|------------------------|--------------|-----------|--------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | | | 1号 | 2号 | | 3号 | | |
| | | | 3歳以上 教育希望 | 3歳以上保育が必要 | | 0歳 保育が 必要 | 1歳 保育が 必要 | 2歳 保育が 必要 |
| 教育希望 が強い | 左記以外 | | | | | | | |
| (参考)人口推計による児童数 | | | 2,617人 | | 819人 | 855人 | 866人 | |
| 需要率 | | | 13.6% | 12.1% | 55.1% | 25.6% | 52.2% | 68.4% |
| ニーズ量の見込み | | | 355人 | 316人 | 1,441人 | 210人 | 446人 | 592人 |
| (確保 方策) 提供量 | 特定教育・ 保育施設 | 幼稚園、保育 園、認定こども 園 | - | 2,524人 | | 197人 | 429人 | 581人 |
| | 特定地域型 保育事業所 | 小規模保育 事業所 | - | - → 0人 | | 15人 | 13人 | 22人 |
| | 企業主導型 保育施設 | 企業主導型保 育施設の地域 枠 | - | 0人 | | 10人 | 12人 | 11人 |
| | 確認を受け ない幼稚園 | 上記に 該当しない | 1,135人 | - | | - | - | - |
| | 提供量合計 | | 1,135人 | 2,524人 | | 222人 | 454人 | 614人 |
| 過不足分(提供量-ニーズ量) | | | 780人 | 767人 | | 12人 | 8人 | 22人 |

| 該当頁 | 新 | 旧 |
|-----|---|--|
| 21 | また、保育園・幼稚園・小学校・ 認定こども園 の教職員が教育・保育に対する相互理解を深めるため、幼保小 こ 連携推進事業として | また、保育園・幼稚園・小学校の教職員が教育・保育に対する相互理解を深めるため、幼保小連携推進事業として～ |
| 50 | これにより、こどもが健やかに成長できるよう支援するとともに、保育園・幼稚園・小学校・ 認定こども園 の教職員間で～ | これにより、こどもが健やかに成長できるよう支援するとともに、保育園・幼稚園・小学校の教職員間で～ |
| 61 | こうした不安を解消するため、小学校生活への円滑な移行を目指し、保育園・幼稚園・小学校・ 認定こども園 が連携して～ | こうした不安を解消するため、小学校生活への円滑な移行を目指し、保育園・幼稚園・小学校が連携して～ |
| | 幼保小 こ 連携の推進 | 幼保小連携の推進 |
| | また情報共有や相互理解など、幼保小 こ 及び放課後児童クラブとの積極的な連携 | また情報共有や相互理解など、幼保小及び放課後児童クラブとの積極的な連携 |
| 65 | 子育て相談室なのはなにおいて、保育園・幼稚園・小学校・ 認定こども園 などを訪問し～ | 子育て相談室なのはなにおいて、保育園・幼稚園・小学校などを訪問し～ |
| 68 | た、保育園、幼稚園、小学校・ 認定こども園 では交通安全教育を実施し～ | また、保育園、幼稚園、小学校では交通安全教育を実施し～ |

5 推進上の留意点

(1) 教育・保育の一体的提供と推進体制の確保

地域の子育てニーズの多様化に対応し、こどもが健やかに成長できる環境を確保するため、人口動向や利用ニーズを踏まえ、幼稚園及び保育園から認定こども園への移行に必要な支援、その他認定こども園の普及に必要な支援を検討します。

また、質の高い学校教育・保育の提供を推進するため、幼稚園・保育園・認定こども園をはじめとした各施設での幼児の発達特性を踏まえた指導・保育の充実を図るとともに、小学校への円滑な接続を図るため、幼児期の教育・保育と小学校教育との連続性を確保し、幼保小こ及び放課後児童クラブとの連携の強化に努めます。

このほか、乳児期から幼児期にかけて切れ目のない支援を実現するため、0～2歳児に対する保育・子育て支援施設と、3～5歳児に対する幼児教育施設との連携を深めるとともに、保健センターやこども家庭センターなどと協力することで、発達状況や家庭環境に応じた継続的な支援に取り組みます。

(2) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育・保育の無償化の趣旨を踏まえ、子育てのための施設等利用給付が適切かつ円滑に実施されるよう、利用者に対する分かりやすい情報提供と、申請手続きの負担軽減に努めます。施設等利用給付は、子育て家庭の経済的負担を軽減するとともに、多様な保育ニーズに対応するための重要な仕組みであることから、関係機関との連携をより一層図ります。

また、給付対象となる施設や事業について、法令・基準に基づく確認や指導を適切に行い、申請内容の確認、給付認定、利用料に関する情報管理など、事務手続きの正確性と迅速性を高めるための体制整備を進めることで、利用者の状況に応じた丁寧な相談支援と安心して利用できる環境を構築します。

(3) 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保

全ての子育て家庭に対する支援を強化するため、教育・保育施設等と乳児等通園支援事業者に対して情報提供を行うとともに、乳児等通園支援事業から教育・保育施設等の利用への円滑な移行を支援します。

また、教育・保育施設等と連携し、乳児等通園支援事業利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、幼稚園に対して満3歳児クラスの活用を働きかけること等により、教育・保育施設等と乳児等通園支援事業者の円滑な連携・接続に努めます。